

第2期中期目標期間終了時の検討に係る意見

令和5年8月9日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市地方独立行政法人
大阪市民病院機構評価委員会
委員長 西田 俊朗

意見書

地方独立行政法人法第30条第2項に基づく、地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

第2期中期目標期間（見込）の業務実績に関する評価結果等を踏まえ判断すると、全体として中期目標及び中期計画のとおりに進捗している。

第2期中期目標期間では、各病院等において診療機能のより一層の充実・強化や患者サービスの向上、地域医療連携の推進など大阪市の医療施策として担うべき役割の実施に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、行政からの要請に基づき、通常医療との両立を図りながら公的医療機関として求められる役割を果たされた。また、法人全体としても優秀な人材の確保などに取り組むとともに、業務運営の効率化など、法人経営の基盤強化に努めた点は高く評価できる。

引き続き、医療機能の維持・向上を図り、効率的・効果的な病院運営と経営基盤の強化により一層努め、質の高い医療を提供し、市民の信頼に答えられたい。

あわせて新興・再興感染症の発生・まん延時においては、公的医療機関としての役割を最大限果たせるよう平時から備えに万全を期してもらいたい。

なお、各年度で設定している目標において、達成できなかった項目について、原因を分析し、改善に取組まれたい。

以上